

○中央職業能力開発協会役員及び参与在任年齢規程

(目的)

第1条 この規程は、中央職業能力開発協会の役員及び参与の在任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の内任年齢)

第2条 会長及び理事長の内任年齢は70歳までとし、理事及び監事のそれは65歳までとする。

なお、非常勤の役員が任期中に在任年齢を超えた場合には、任期満了時を限度として延長することができる。

- 2 特別の事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず、役員就任の日において満70歳未満を限度として延長することができる。
- 3 役員は、在任年齢到達後においても新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(参与の内任年齢)

第3条 参与の内任年齢は65歳までとする。

- 2 参与は、在任年齢到達後においても新たに参与が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(特例措置)

第4条 非常勤の役員又は参与であって、当該者の知識及び経験等が協会の業務運営上特に必要であるものの在任年齢については、第2条及び前条によらないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項及び第4条第1項の規定は、現任役員及び参与については適用しない。

附 則 (平成27年規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。